

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：新産業振興課)

1	施設名	滋賀県立テクノファクトリー						
2	施設の概要	賃貸型工場施設						
3 募 集 概 要	募集方法	公 募						
	募集要項配布期間	平成23年8月29日～平成23年9月16日						
	申請受付期間	平成23年8月29日～平成23年9月30日						
	指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年間)						
募集内容	管理業務内容	1.工場棟等の施設の提供に関する業務 2.テクノファクトリーの施設および設備の維持管理に関する業務 3.テクノファクトリー入居者の創業支援に関する業務 4.その他テクノファクトリーの設置の目的を達成するために必要な業務						
	管理料参考額							
4	応募状況	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津市打出浜2番1号</td> <td>公益財団法人滋賀県産業支援プラザ</td> </tr> </tbody> </table> <p>合計1者</p>	申請者		所在地	名 称	大津市打出浜2番1号	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
申請者								
所在地	名 称							
大津市打出浜2番1号	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ							
5 審 査 の 概 要 お よ び 結 果	審査方式	滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスおよび滋賀県立テクノファクトリー指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、審査基準に基づきあらかじめ定めた審査内容ごとに採点を行い、その結果に加えて、事業計画の内容や計画実行の能力等、指定管理者としての適格性を総合的に判断し、候補者として選定する。						
	選定委員会委員	鐘井 輝 (中小企業診断協会滋賀県支部) 木村 太治 (県商業振興課長) 中山 久司 (県商工観光労働部次長) 野本 明成 (滋賀大学経済学部教授) 平井 圭介 (県新産業振興課長) 安田 昌司 (滋賀県立大学地域産学連携センター教授)						
	審査基準	別紙 参照						
	審査経過	第1回指定管理者選定委員会 (開催日)平成23年8月9日 (内 容)募集要項および審査基準の検討・策定 第2回指定管理者選定委員会 (開催日)平成23年10月13日 (内 容)申請者からのヒアリング・審査・候補者の選定						

審査結果	指定管理者の候補者	公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ																																				
	評価結果および選定理由	<p style="text-align: center;">審査基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>審査基準1 (確保されない場合は失格)</th> <th>審査基準2 (配点40点)</th> <th>審査基準3 (配点20点)</th> <th>審査基準4 (配点40点)</th> <th>合計 (配点100点満点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ</td> <td>適</td> <td>30.7</td> <td>15.2</td> <td>33.7</td> <td>79.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">点数は委員の平均値</p> <p style="text-align: center;">各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A 委員</th> <th>B 委員</th> <th>C 委員</th> <th>D 委員</th> <th>E 委員</th> <th>F 委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ</td> <td>75</td> <td>76</td> <td>77</td> <td>92</td> <td>79</td> <td>78</td> <td>477</td> <td>79.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>【選定理由】</p> <p>申請者の事業計画を審査した結果、県民の公平な利用の確保、施設の最大限の効用の発揮、管理経費の縮減および管理運営能力などの審査基準を満たしていると判断されたため。</p> <p>上記の結果、公益財団法人滋賀県産業支援プラザを指定管理者の候補者として選定した。</p>								申請者	審査基準1 (確保されない場合は失格)	審査基準2 (配点40点)	審査基準3 (配点20点)	審査基準4 (配点40点)	合計 (配点100点満点)	公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ	適	30.7	15.2	33.7	79.5	申請者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合計	平均値	公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ	75	76	77	92	79	78	477
申請者	審査基準1 (確保されない場合は失格)	審査基準2 (配点40点)	審査基準3 (配点20点)	審査基準4 (配点40点)	合計 (配点100点満点)																																	
公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ	適	30.7	15.2	33.7	79.5																																	
申請者	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員	F 委員	合計	平均値																														
公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ	75	76	77	92	79	78	477	79.5																														